



2022年7月8日

各 位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 副島 直樹



太陽生命少子高齢社会研究所、利用者を対象に「短期入所型産後ケア事業アンケート」を実施

太陽生命保険株式会社（社長 副島直樹 以下、「当社」）の子会社である株式会社太陽生命少子高齢社会研究所（社長 高橋秀成 以下、「研究所」）は、2021年4月より自治体の努力義務となった「産後ケア事業」について、利用者に関する実態調査を行いましたので、お知らせいたします。

調査の概要

実施方法：インターネットを用いたオンライン調査（2022年1月実施）

対象者：2021年4月以降に短期入所型（宿泊）の産後ケア事業（市区町村への申請を通じたもの）の利用経験があり、調査時点で生後24カ月未満の実子がいる女性（出産時年齢：15才～50才）

回答者数：206人

調査結果のポイント

- ① 2020年に出産した母親は30才以上34才以下の年齢層が最も多いが、短期入所型産後ケア事業（以下「短期入所型」）を利用した母親（市区町村が実施する事業に限る。以下「利用者」）は25才以上29才以下の年齢層が最も多く、利用者の半数以上が30才未満である。
- ② 利用者の7割以上が第1子出産時の利用であり、実際の第1子出生割合（46.0%）よりも多い。
- ③ 申請時期は、妊娠中より産後の申請のほうがやや多く（53.4%）、妊娠中では8カ月、産後では1カ月での申請が最も多い。
- ④ 利用者の約6割は「子育てへの不安」を利用理由として挙げており、次いで「母親自身の心身の不調」が多い。
- ⑤ 1日当たりの自己負担額は5,000円未満での利用が最も多かったが、30,000円を超えているケースもあり、自己負担額のバラつきが見られた。
- ⑥ 短期入所型産後ケア事業利用者のうち、約2割が「産後うつ」として医師に診断されている。自分自身や周囲による「疑い」があった人を含めると、約7割となる。

2020年4月に設立された研究所は、少子化の解消にむけた研究や調査を継続して実施しており、その一環として本調査を実施いたしました。

また、「保険の提供を通じて、妊産婦のお客様に安心をお届けし、出産・育児を応援したい」という思いから、当社は所定の妊娠うつ・産後うつも保障する「出産保険」を、2021年9月にインターネットチャネル「スマ保険」専用商品として発売しております。当社および研究所は、今後も少子高齢化をはじめとする社会的課題の解消に向けた取組みを進めてまいります。

以上

さあ、保険の新次元へ。

【問い合わせ先】

太陽生命保険株式会社 広報部

株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

TEL:03-3272-6072（調査に関する照会）

【別紙】産後ケア事業について

<産後ケア事業とは>

妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うため、産後の母子に対して「**母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する**」ことを目的として市区町村が実施している事業です。2021年4月に改正母子保健法が施行されたことにより、市区町村の努力義務として法制化されました。



<産後ケア事業の概要>

対象者	母親：①産後に心身の不調または育児不安がある者 ②その他特に支援が必要と認められる者 子：自宅において養育が可能である者
実施主体	市区町村（事業趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の委託が可能）
対象時期	出産後1年（改正母子保健法施行前は「出産直後から4カ月頃まで」）
受けられるケアの内容	以下の内容について、助産師等の看護職を中心とした担当者から、全部または一部のケアを受けられる。 ①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ②母親の心理的ケア ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む） ④育児の手技についての具体的な指導及び相談 ⑤生活の相談、支援〔※短期入所（ショートステイ）型のみが対象〕
事業の種類	[1]短期入所（ショートステイ）型 病院、診療所等に短期入所（原則7日以内）して産後ケアを受ける。市区町村の判断により、父親や兄弟等の家族を同伴のうえで産後ケアを受けることも可能。 [2]通所（デイサービス）型 病院、診療所等に通所して、個別に、または複数の利用者が同時に、産後ケアを受ける。助産師等と共に母親同士の悩みを共有するなど、仲間づくりにつながるケアが実施されることもある。 [3]居宅訪問（アウトリーチ）型 利用者の居宅に助産師等の専門職を中心とした担当者が訪問し、産後ケアを受ける。利用者の相談内容によっては、保育士、管理栄養士、心理に関する知識がある者が訪問することもある。

※厚生労働省「産後ケア事業ガイドライン」をもとに作成

調査目的

2021年4月より自治体の努力義務となった産後ケア事業は、産後の母親の身体的回復ならびに心理的安定、および母子とその家族が健やかな育児を行うことが出来るよう支援することを目的として実施されている。その中でも、短期入所型産後ケア事業の利用者については、身体的・環境的な面で何らかの課題を抱えているために公的機関による産後サポートを必要としている場合が想定されている。当アンケートをとおして短期入所型産後ケア事業の現状を知り、その利用者が産前産後に抱える課題を明らかにすることを旨とした。

調査要領

実施方法： インターネットを用いたオンライン調査

実施時期： 2022年1月

対象者： 以下の条件の経産婦

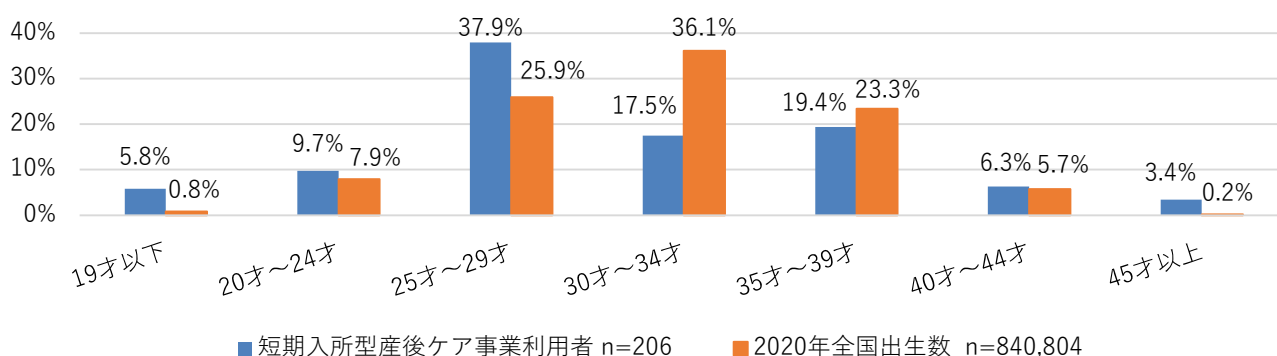
- ① 2021年4月以降に短期入所型（宿泊）産後ケア事業（市区町村への申請を通したものの）の利用経験がある
- ② 出産時の年齢が15才から50才
- ③ 調査時点で、生後24カ月未満の実子がいる

回答者数： 206人

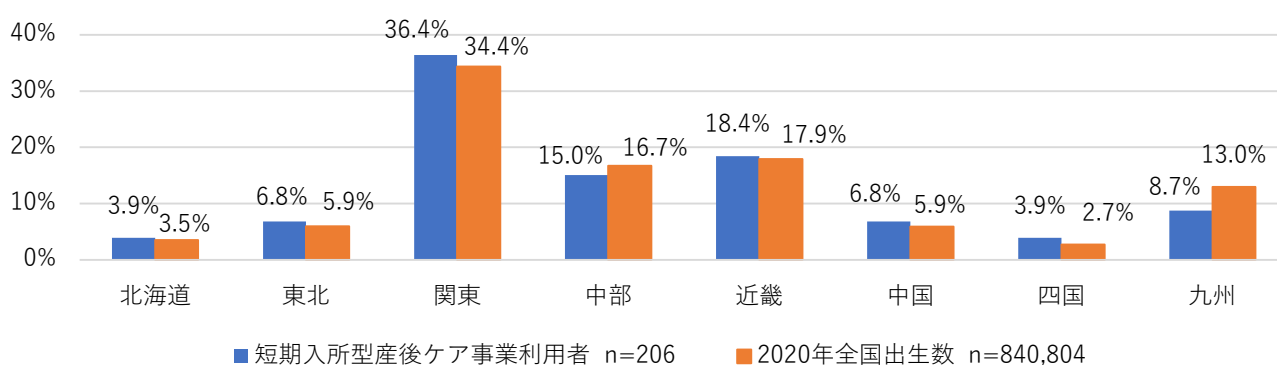
※アンケートの回答で明らかに回答者の誤入力と思われる数値は集計から除いている。（例：妊娠82カ月など）

回答の分布

1. 年齢分布

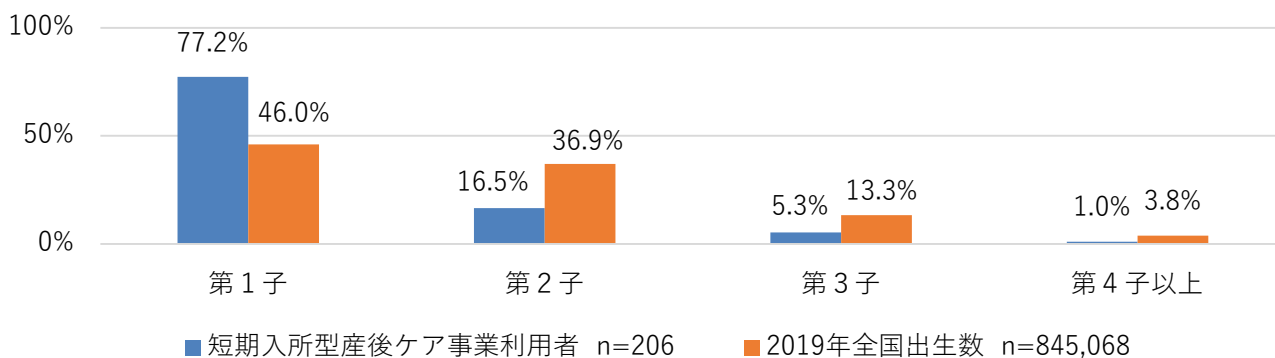


2. 地域分布



※2020年全国出生数：厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計月報年計（概数）」をもとに当社にて分布を算出

3. 短期入所型産後ケア事業利用者の出産人数



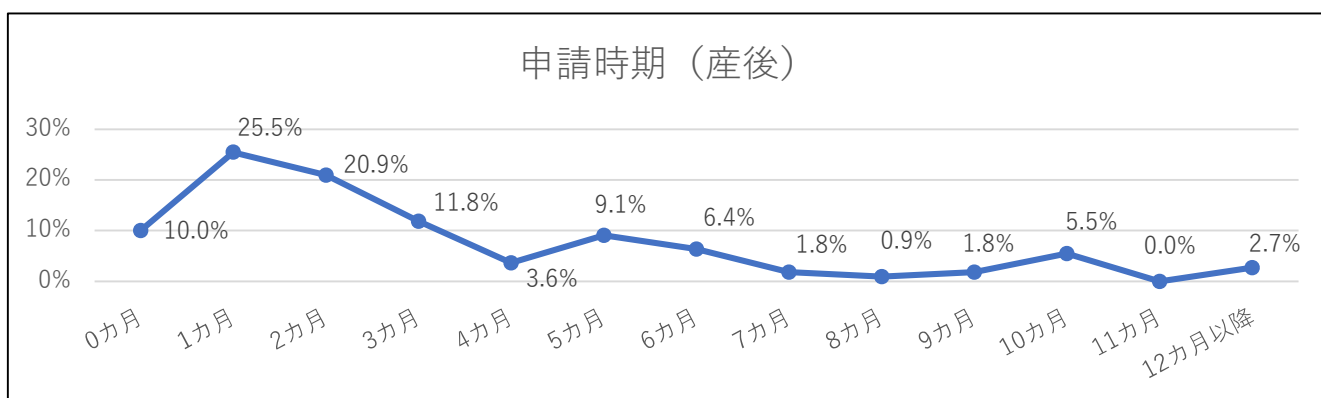
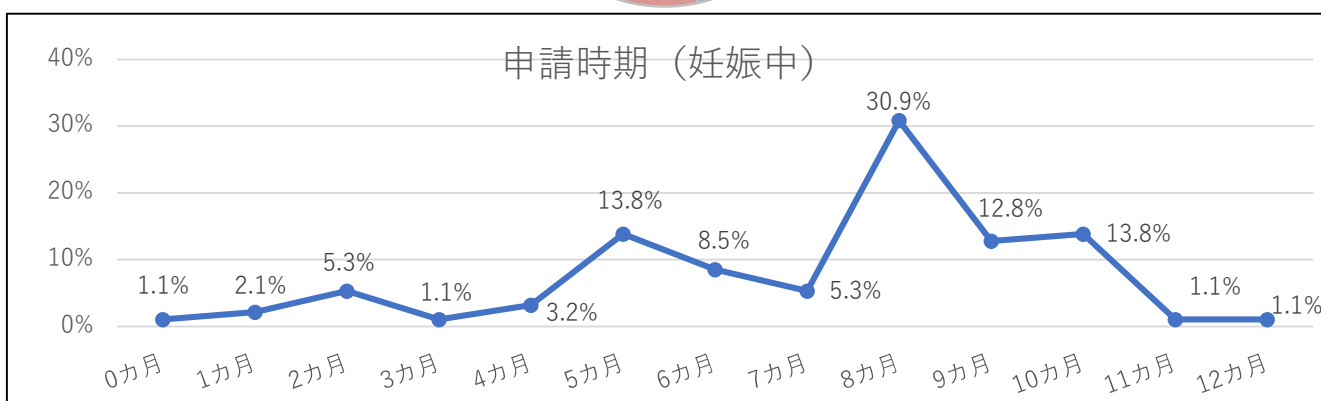
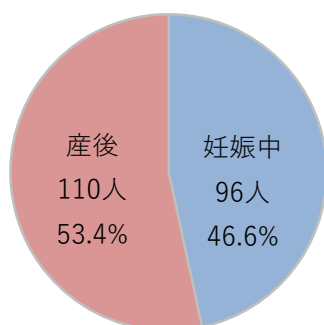
※2019年全国出生数：厚生労働省「令和元年(2019)人口動態統計月報年計（概数）」をもとに当社にて分布を算出

主な調査結果

1. 申請時期

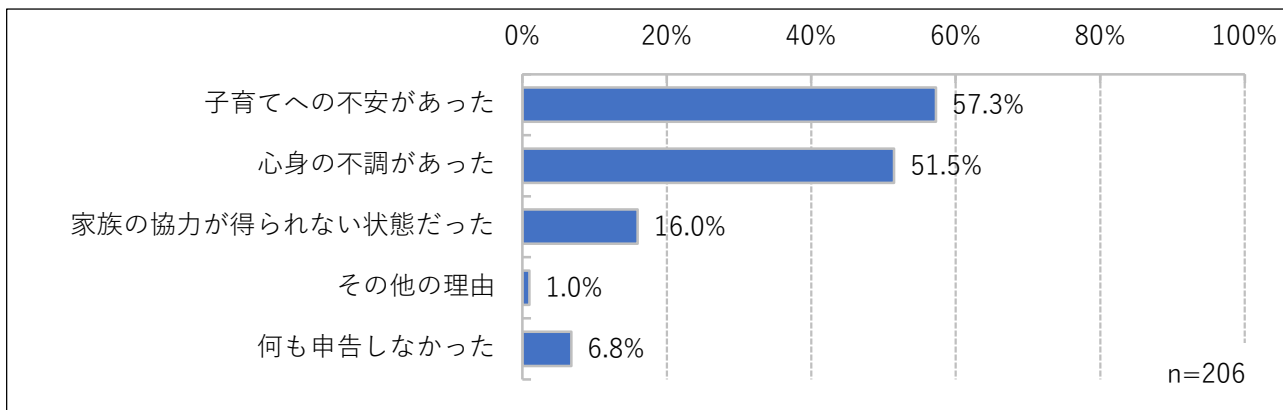
- 申請時期は妊娠中が46.6%、産後が53.4%となり、半数弱の母親が妊娠中に申請をしている。妊娠中の申請は8カ月が最も多く、次に5カ月と10カ月が多い。産後の申請は1カ月が最も多く、次に2カ月が多い。

< 申請時期の割合 >



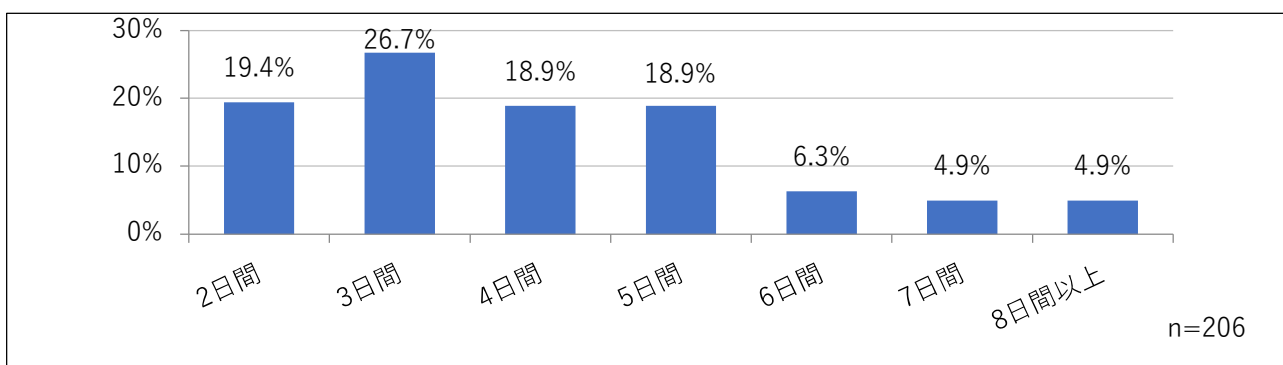
2. 短期入所型産後ケア事業利用時の申告理由

- 育児不安が6割弱で最も多い。心身の不調は約5割。



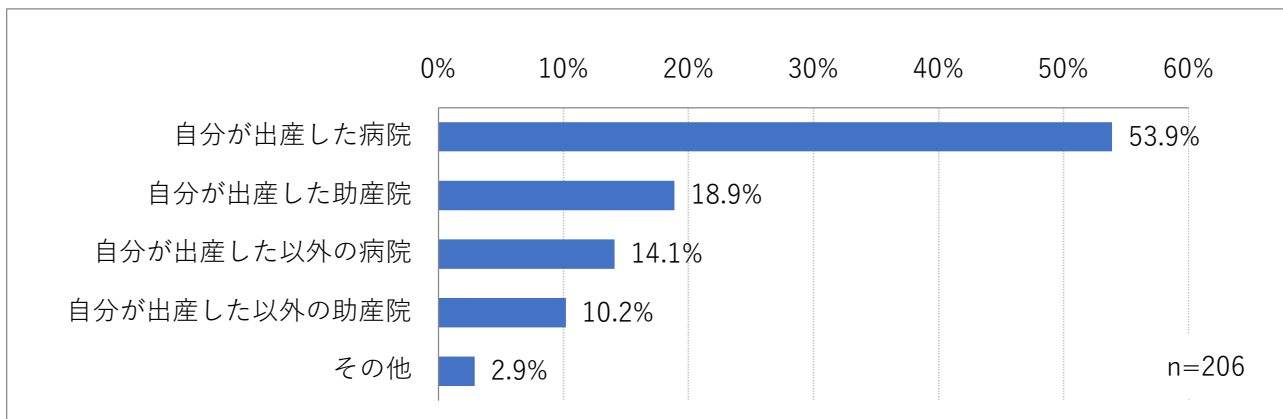
3. 利用延べ日数

- 利用延べ日数は3日間で最も多い。



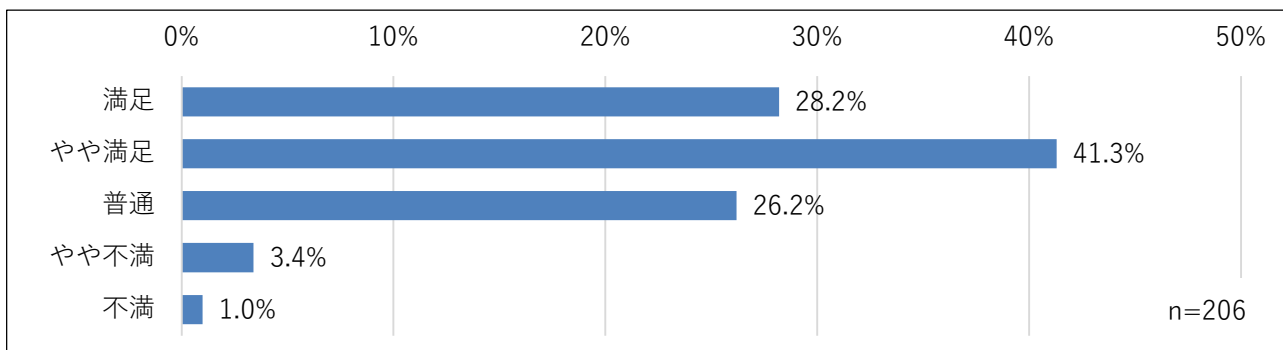
4. 利用場所

- 7割以上の母親が自分の出産した施設で短期入所型産後ケア事業を利用している。



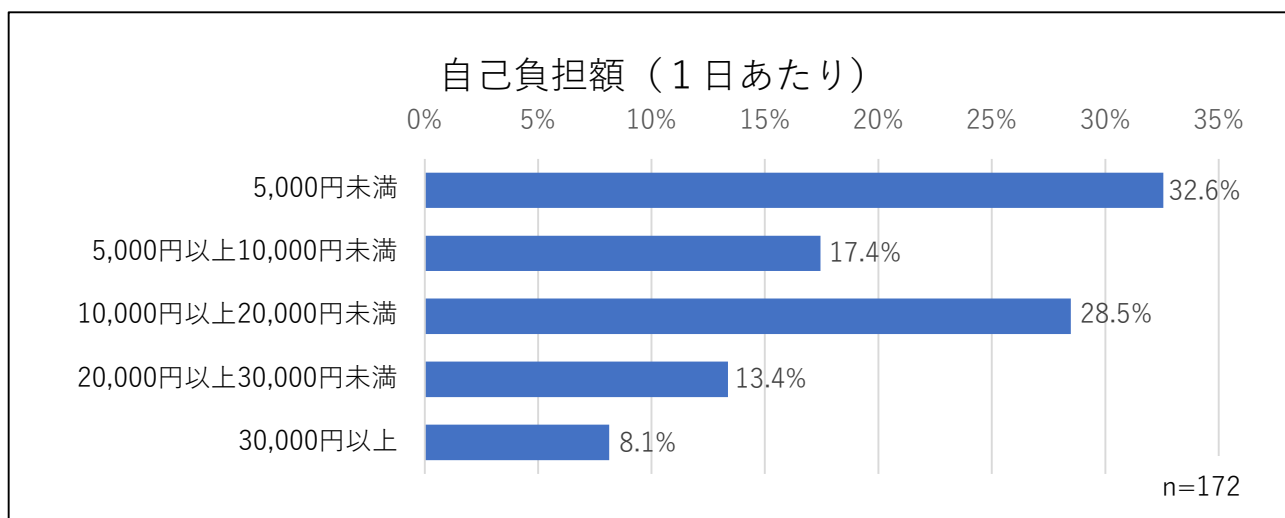
5. 短期入所型産後ケア事業の利用満足度

- 約7割が利用に満足している。



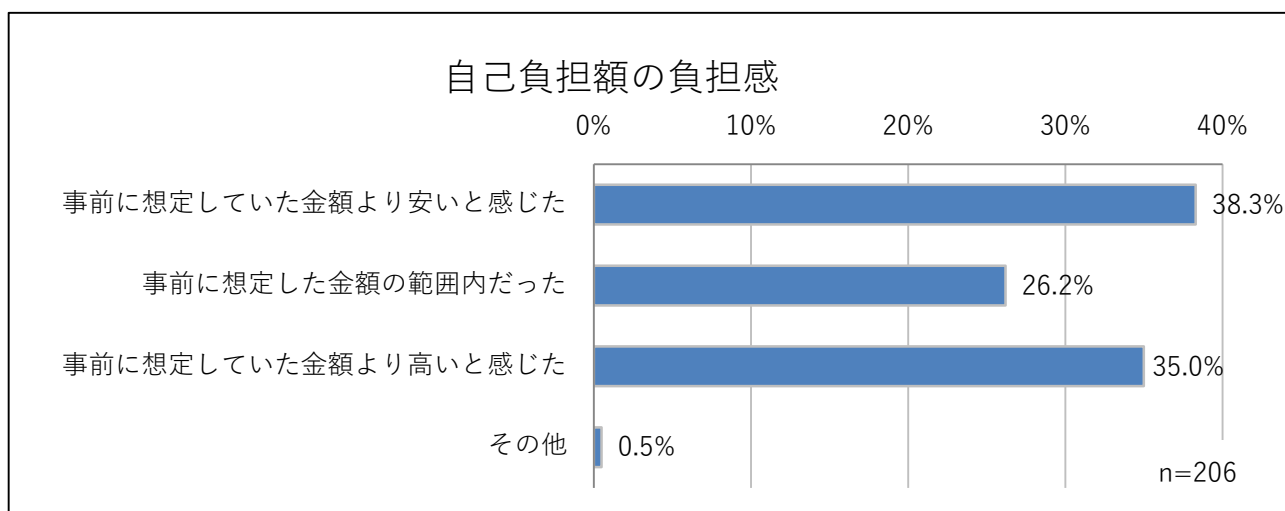
6. 自己負担額（1日あたり）

- 短期入所型産後ケア事業の自己負担額（1円以上1,000円未満は除く）は、5,000円未満が最も多い。半数の母親が1日あたり10,000円以内で利用できている。



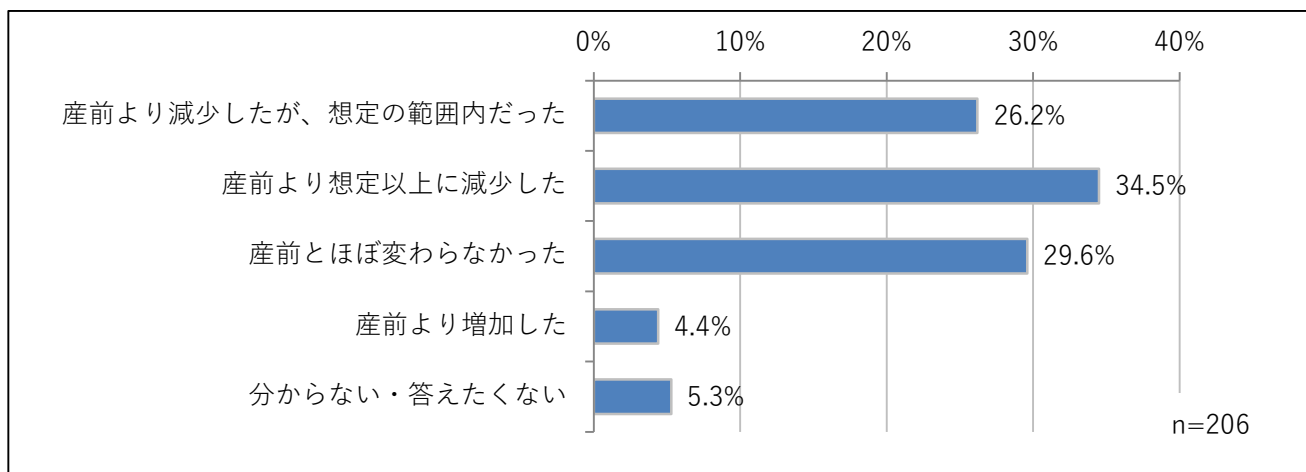
7. 自己負担額の負担感

- 4割弱の母親が、事前に想定した金額より安いと感じている。事前に想定した金額の範囲内とあわせると、半数以上の母親が想定範囲内で利用できている。



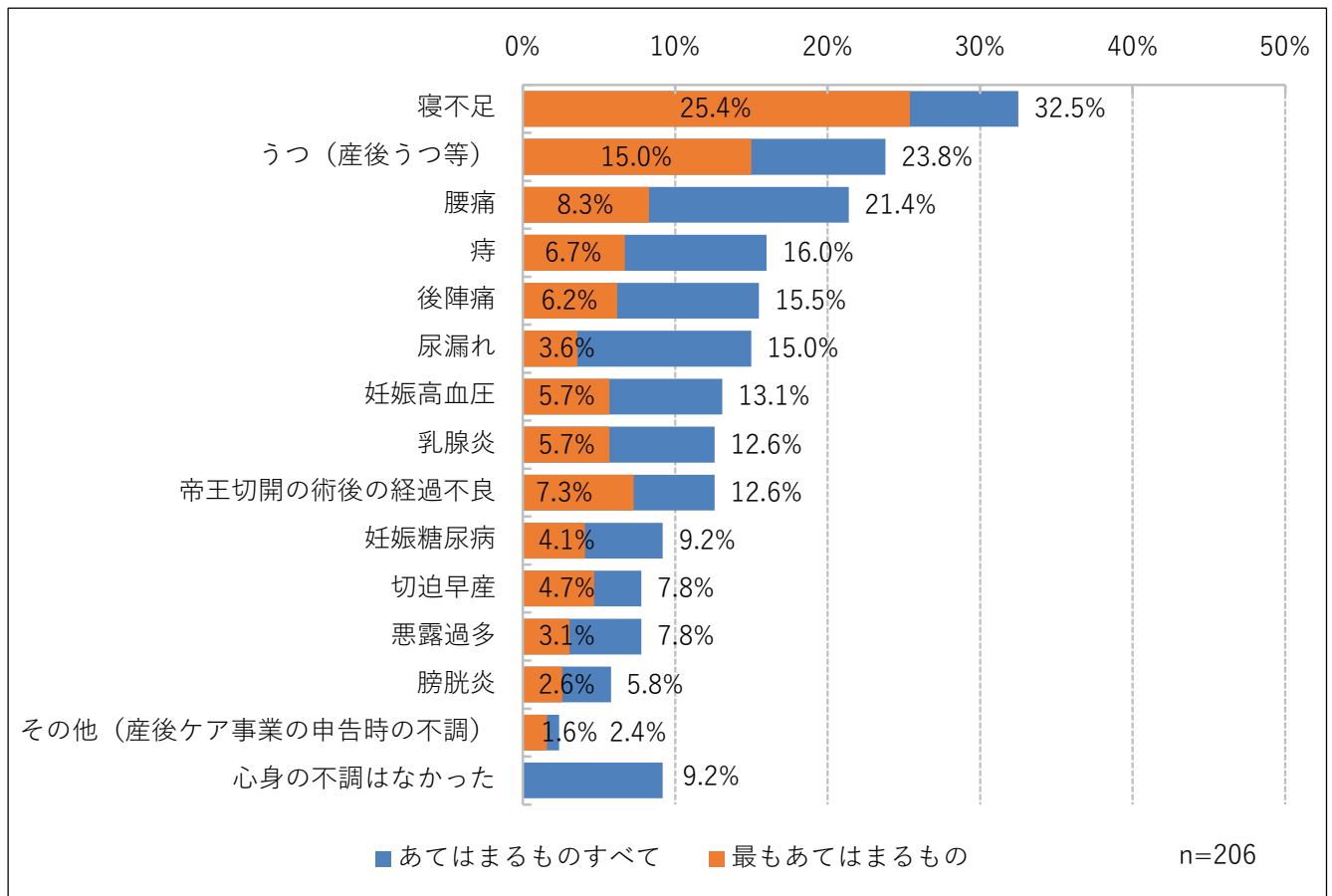
8. 出産前と比較した世帯収入の増減

- 世帯収入の増減について、産前より想定以上に減少したという回答が最も多い。想定範囲内の減少だったという回答とあわせると、世帯収入が減少した母親が6割以上である。



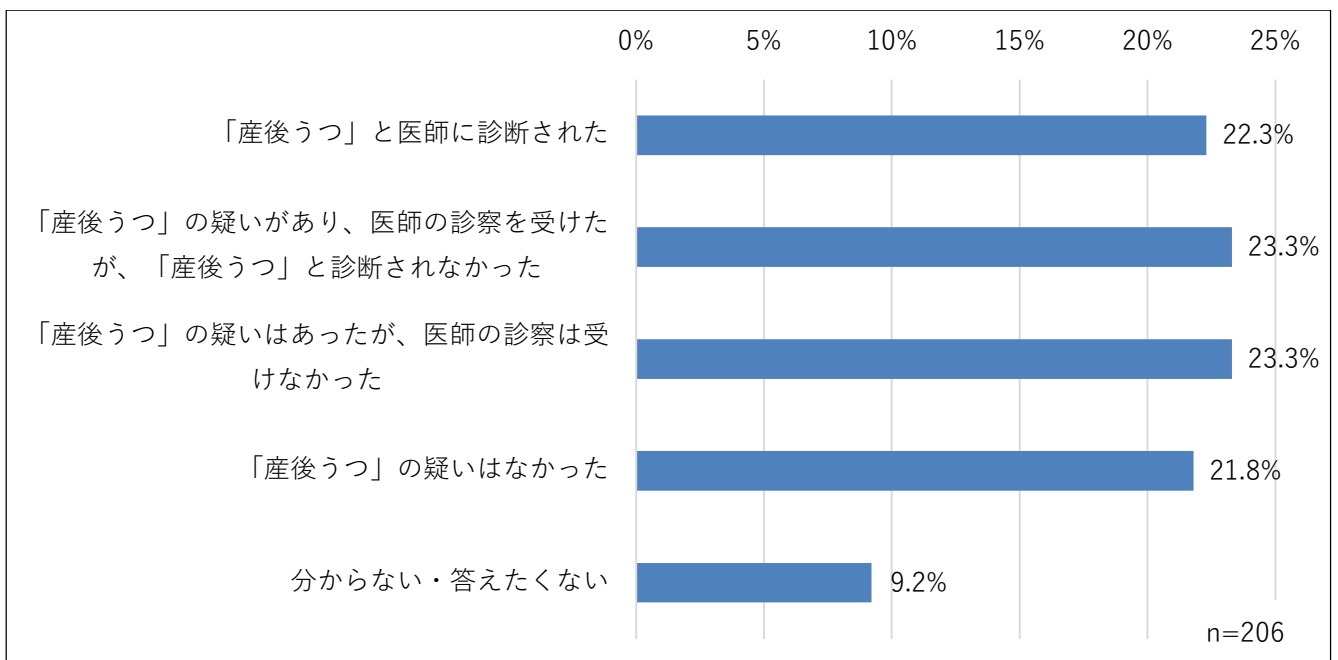
9. 妊娠中・産後の心身の不調

- 9割以上の母親は、何らかの心身の不調を感じている。
約3人に1人は寝不足であり、約4人に1人はうつ状態に悩んでいる。



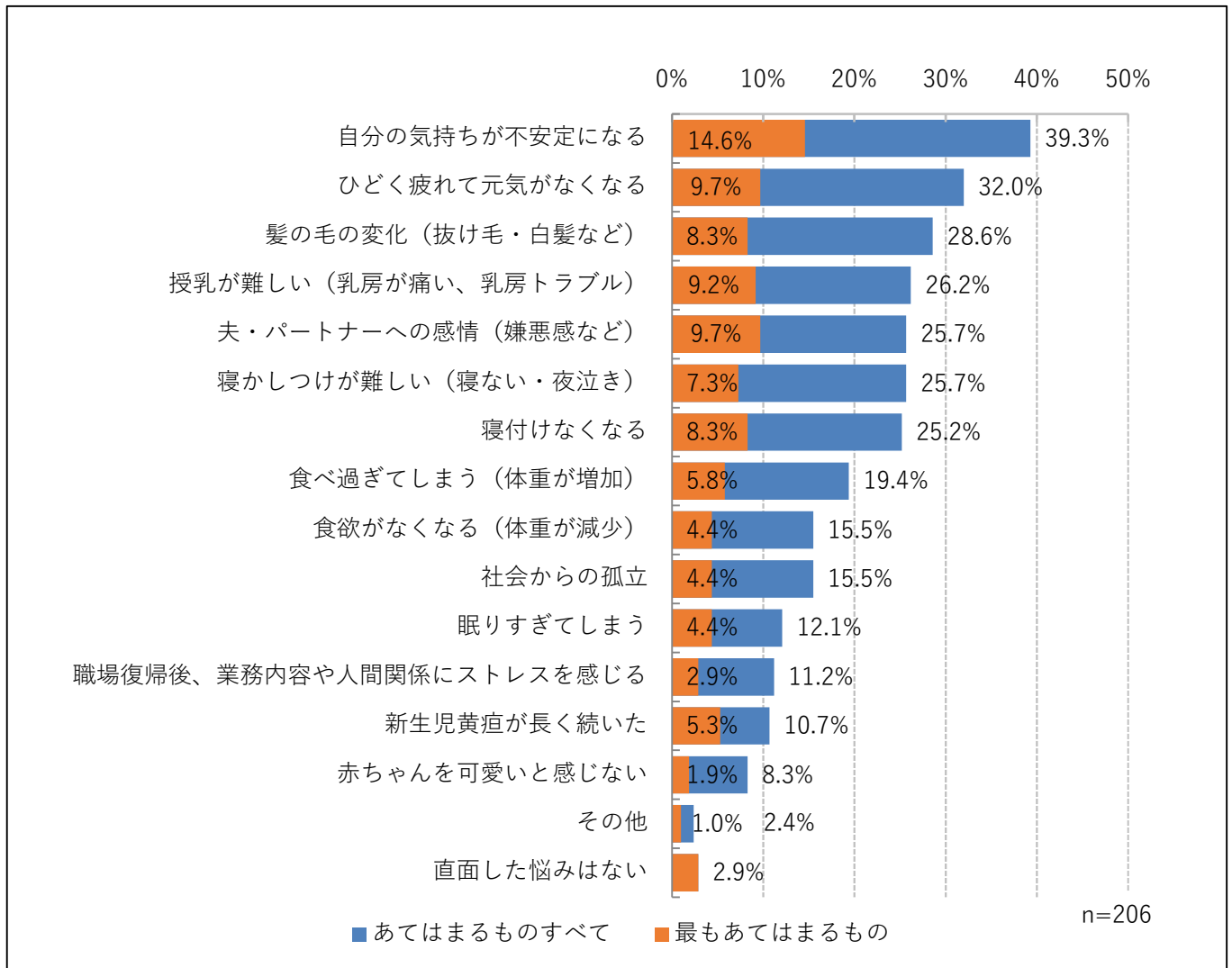
10. 産後うつの診断等の状況

- 短期入所型産後ケア事業利用者のうち、約2割が「産後うつ」と医師に診断されている。
自分自身や周囲による「疑い」があった人を含めると、約7割となる。



11. 産後の悩み

- 出産後の悩みでは、「気持ちの不安定さ」「疲労感」「髪の毛の変化」の順に多い。また、「夫・パートナーへの感情（嫌悪感）」を挙げた人が約25%おり、夫婦間の感情の変化に悩む人が一定数いるという結果となった。



12. 家族等からの支援

- ▶ 短期入所型産後ケア事業を利用した母親のうち、夫・パートナーと同居している場合は、7割程度が「夫またはパートナーの協力があった」と回答しているが、3割程度は同居の夫等からの協力が得られていない。一方、親と同居している場合は、8~9割程度が親からの支援を受けている。

